

ソフトウェア開発をめぐる法的紛争とその予防

～経済産業省平成19年4月公表の「情報システム・モデル取引・契約書」をふまえて～

◎当該テーマは貴社内研修にもご活用いただけます。詳細はお問い合わせください。

◎SSS (Small Sized Seminar) は、定員が15名程度のセミナーです。

質疑応答、メンバー、講師間コミュニケーションでの高いご満足をお約束いたします。

開催日：2008年1月16日水曜日 会場：アルカディア市ヶ谷

10:00

1 ソフトウェア開発における成果物の帰属

- (1) 著作物に関する著作権法の規定
- (2) 平成5年通商産業省告示第359号
- (3) これまでの「ソフトウェア開発モデル契約」
- (4) 公正取引委員会の「役務取引に関するガイドライン」
- (5) 今回の経済産業省「情報システム・モデル取引・契約書」
- (6) 「情報システムに係る政府調達の基本指針」
- (7) 関連判例の検討

2 ソフトウェア開発委託契約の成否

- (1) ソフトウェア開発の手順と契約の基本類型
- (2) 契約の成否を巡り、契約の成立が認められた事例
- (3) 契約の成否を巡り、契約の成立が否定された事例

3 ソフトウェア開発の遅滞・未完成

- (1) ソフトウェア開発のパターンと作業工程
- (2) 債務不履行・契約解除の要件と法的効果
- (3) ソフトウェア開発委託契約における「債務の本旨」とは何か
- (4) 納期の遅滞と履行不能の認定

12:00

昼食
休憩

13:00

4 ソフトウェア開発成果物の瑕疵

- (1) 「完成したか」と「瑕疵があるか」の区別の基準
- (2) 「瑕疵」「重大な瑕疵」「未完成」の各事例
- (3) 「重大な瑕疵」により契約の解除が認められた事例
- (4) 受託者の修補義務と委託者の協力義務

5 ソフトウェア開発と第三者の知的財産権の侵害

- (1) 侵害される第三者の権利の種類とその特質
- (2) コンピュータ・プログラムによる特許権の間接侵害
- (3) 知的財産権侵害の法的効果
- (4) ソフトウェア開発者の責任

6 紛争予防のためのソフトウェア開発契約書

- (1) 受託者による再委託の承認
- (2) 損害賠償の範囲とその責任制限条項
- (3) 第三者ソフトウェア・フリーソフトウェアの利用のリスク
- (4) マルチベンダへの対応

16:00

◆ 質疑応答

講師ご紹介

日野修男	日野法律特許事務所 弁護士 弁理士
写真	日本弁護士連合会 コンピューター委員会 副委員長 日本知的財産仲裁センター 運営委員 副センター長 技術標準判定部会 日本弁理士会 能力担保研修講師 東京都知的財産センター 専門委員 経済産業省 不正競争防止法調査員

お申し込み要領

ご参加料金	1名 42,000円 (資料代、昼食代、消費税を含む) 1社複数名お申し込みの場合、お一人当たり 39,000円に割引
申込先	マネジメント・トレーニング・センター 〒102-0073 千代田区九段北 1-6-1 アリビオ九段 6F 電話：03-6427-8040
申込方法	電話、ファクシミリ または、電子メールにてお申し込みください。 お申し込み受け付け次第、以下の書類をお届けいたします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「受講票」：会場地図が記載されています。 ・ 「ご請求書」：お支払いは、銀行振り込みでお願いいたします。 ・ あらかじめ「質疑」のご用意がございましたら、同封書類の「事前の質問事項」記入欄をご利用いただき、ファクシミリでお知らせください。
FAX でのお申込	下の申込書に所要事項ご記入の上、 03-6427-8045に送信してください。
電話でのお申込	03-6427-8040にお電話ください。
電子メールでのお申込	yoshinao-shiba@e-adaa.com 宛に ①申込セミナー名 ②貴社名 ③ご住所 ④お電話番号 ⑤FAX 番号 ⑥ご所属・お役職 ⑦お名前を送信してください。

ソフトウェア開発をめぐる法的紛争とその予防 申込書 EDM

		お申込年月日	年	月	日
貴社名		TEL			
ご住所		FAX			
ご所属 お役職		(ふりがな) お名前			
ご所属 お役職		(ふりがな) お名前			
ご所属 お役職		(ふりがな) お名前			

ご記入いただいた情報は、当センターの事業ご案内の送付に利用させていただく場合がございます。何卒ご了承くださいませ。